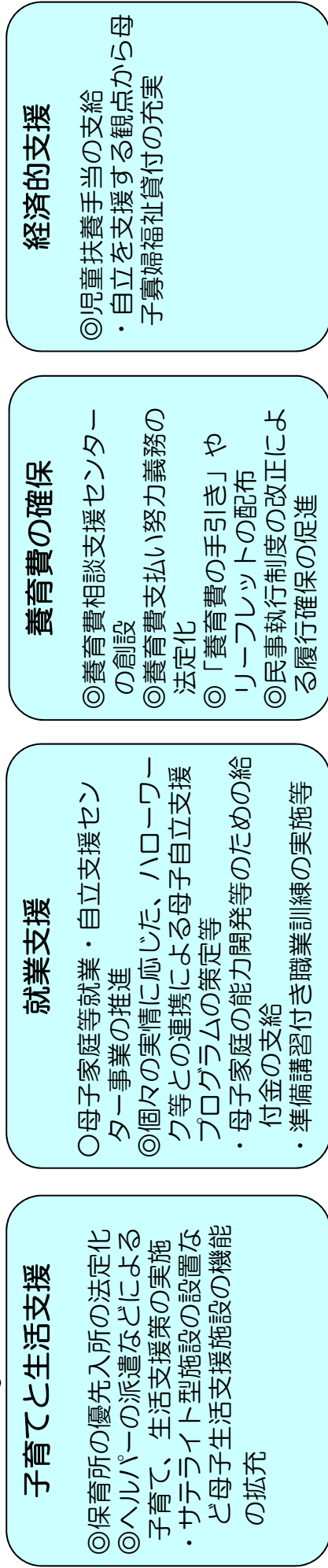


母子家庭等の自立支援施策の概要

- 平成14年に母子寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化
- 「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。

母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワーク等による支援	子育て女性等に対する就業支援。マザーズハローワーク、職業訓練の実施、求職者支援事業など。
2 母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。(母子家庭等就業・自立支援センター事業)
3 母子自立支援プログラム策定等事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金事業	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給する。(安心こども基金を活用して、平成24年度入学者まで支給期間を拡充)
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。(事業実施：平成21年度～平成24年度)

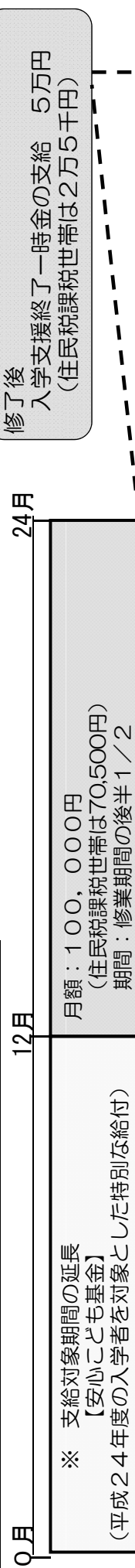
高等技能訓練促進費等事業について (平成23年度第4次補正予算案での「安心こども基金」の積み増し・延長関係)

- 本事業では、母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格の取得により、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給。
【平成15年度創設・一般会計】
- 当初、修業期間の後半1/3の支給対象期間（上限12か月）であったものを、平成21年2月から後半1/2の期間（上限18か月）に延長した。
- 平成21年度の緊急経済対策の補正予算で、安心こども基金を活用して、平成23年度までの入学者に対し、支給額を引き上げるとともに（月額10万3千円→14万1千円（住民税課税世帯は51,500円→70,500円））、支給対象期間を修業全期間に拡大した。【平成21年度補正予算・安心こども基金】
- 平成23年度第4次補正予算案で安心こども基金の積み増し・延長を行い、平成24年度の入学者について、修業全期間（上限3年）を支給対象とする措置を継続する。（支給額は月額10万円（住民税課税世帯は70,500円））
【安心こども基金】

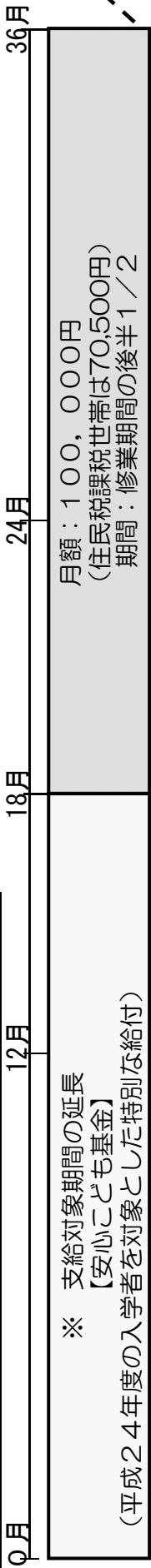
[対象資格]：都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

(例) 看護師、理学療法士、作業療法士等（保育士・介護福祉士については、求職者支援制度の利用が可能）

例1) 修業期間が2年間の場合（平成24年度入学者）



例2) 修業期間が3年間の場合（平成24年度入学者）



ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について

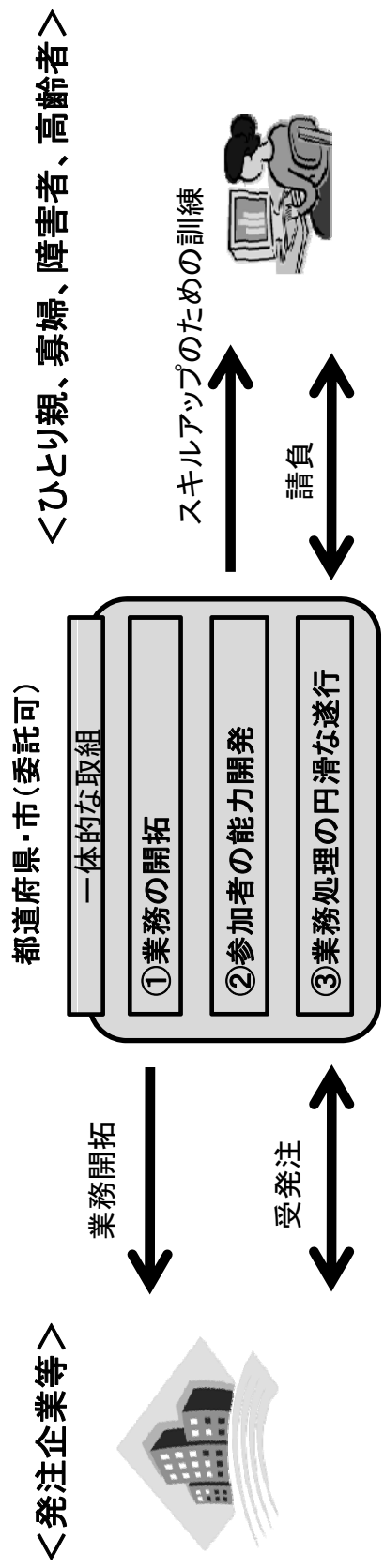
〈平成23年度まで→平成24年度までに延長〉
 (平成23年度第4次補正予算案での「安心こども基金」の延長関係)

1. 事業概要

- 在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。
- このため、平成21年度補正予算により、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体(都道府県及び市)の事業に対して助成を行い、普及促進を図っている。
- 平成23年度第4次補正予算案により、本事業の実施期限を平成24年度訓練開始分まで延長する。(24年度に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成26年度末まで対象とする。)

2. 実施状況

- 38都道府県市区で実施中又は実施予定(平成24年1月現在)
- 平成24年度までは、更に新規の開始も可能であり、引き続き取り組みを推進



面会交流の支援について

【平成24年度予算案新規事業】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
- 具体的には、児童扶養手当受給者相当（非監護親等）を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。

※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中の「母子家庭地域生活支援事業」のメニューとして実施



事業実施主体：
都道府県・市・福祉事務所設置町村
（母子家庭等就業・自立支援センター）
※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

専門的見地からの指導・助言

再委託可

※再委託する場合は具体的方法を検討



円滑な面会交流に向けた支援

取り決めのある面会交流の日程調整、
場所の斡旋、アドバイスなど

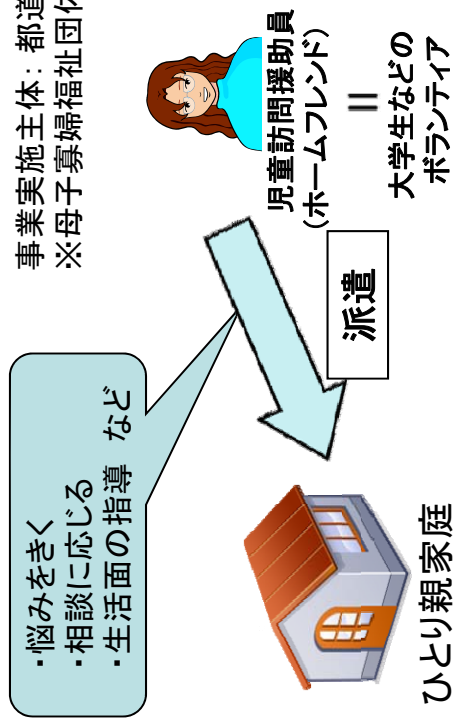


児童訪問援助事業の拡充(学習ボランティア)について【平成24年度予算案新規事業】

- ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要。
- また、近年、学生側にもボランティアの機会を求めめるニーズがあり、中高生等への教育支援のボランティアを単位認定する大学もある。
- このため、ひとり親家庭に児童訪問援助員（大学生などのボランティア）を派遣し、児童の悩みや相談に応じたり、生活面の指導を行う「児童訪問援助事業」について、教育支援（学習ボランティア）も対象とするよう拡充を図る。
- 具体的には、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅に、ボランティア学生を派遣する仕組みとし、コーディネート経費（人件費、通信経費等）、学生の旅費、教材の印刷製本費、会場借料等を補助する。

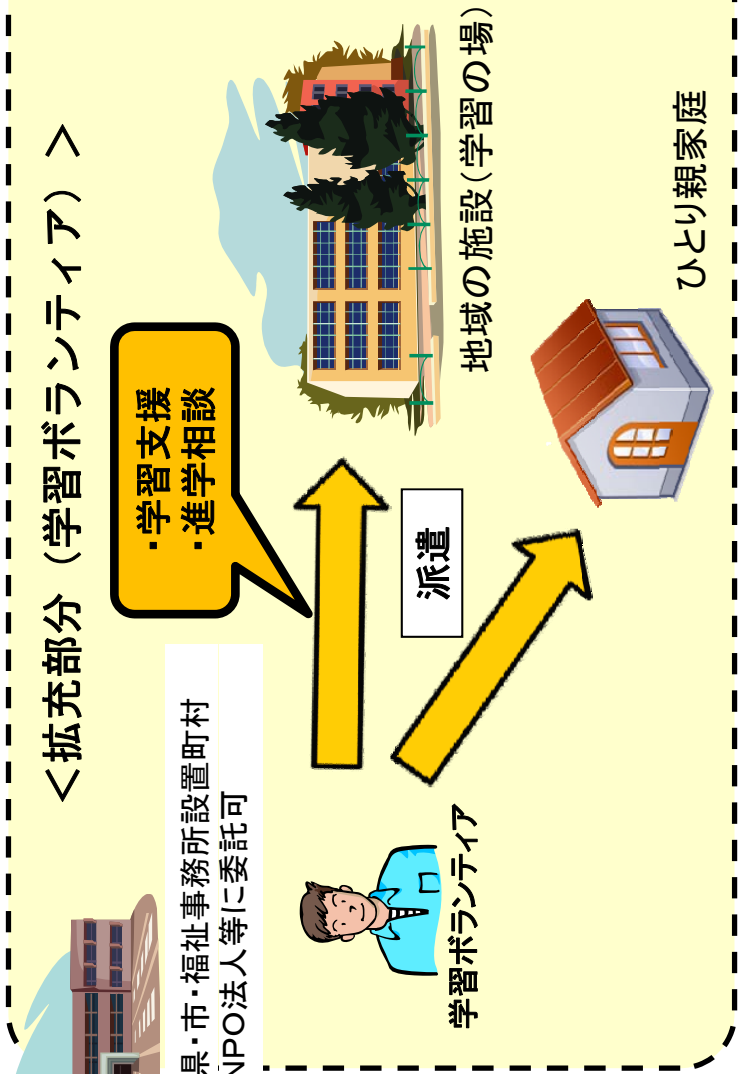
* 母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭生活支援事業」のメニューとして実施

＜現行（ホームフレンド）＞



事業実施主体：都道府県・市・福祉事務所設置町村
※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

＜拡充部分（学習ボランティア）＞



児童扶養手当について

【配偶者からの暴力(DV)被害者に対する支給について】

- 配偶者からの暴力(DV)被害者は、1年以上父等から養育放棄等されていることを要件とせず、裁判所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とする。(政令改正予定)

【平成24年度の手当額について】

■ 物価スライドについて

○ 児童扶養手当の手当額は、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされている。平成23年の消費者物価指数は、平成22年の指数を0.3%下回る見通しであり、1月末に発表される確定値に基づき、法律の規定に従って平成24年度の手当額が引き下げられる。(政令改正予定)

■ 物価スライドの特例分について

○ 物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて、物価下落時に据え置き措置が採られた経緯から、現在、1.7%の特例水準が生じているが、年金と同様に、本来の水準に計画的に引き下げる。今後、法改正を行う予定。

(平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引下げ)

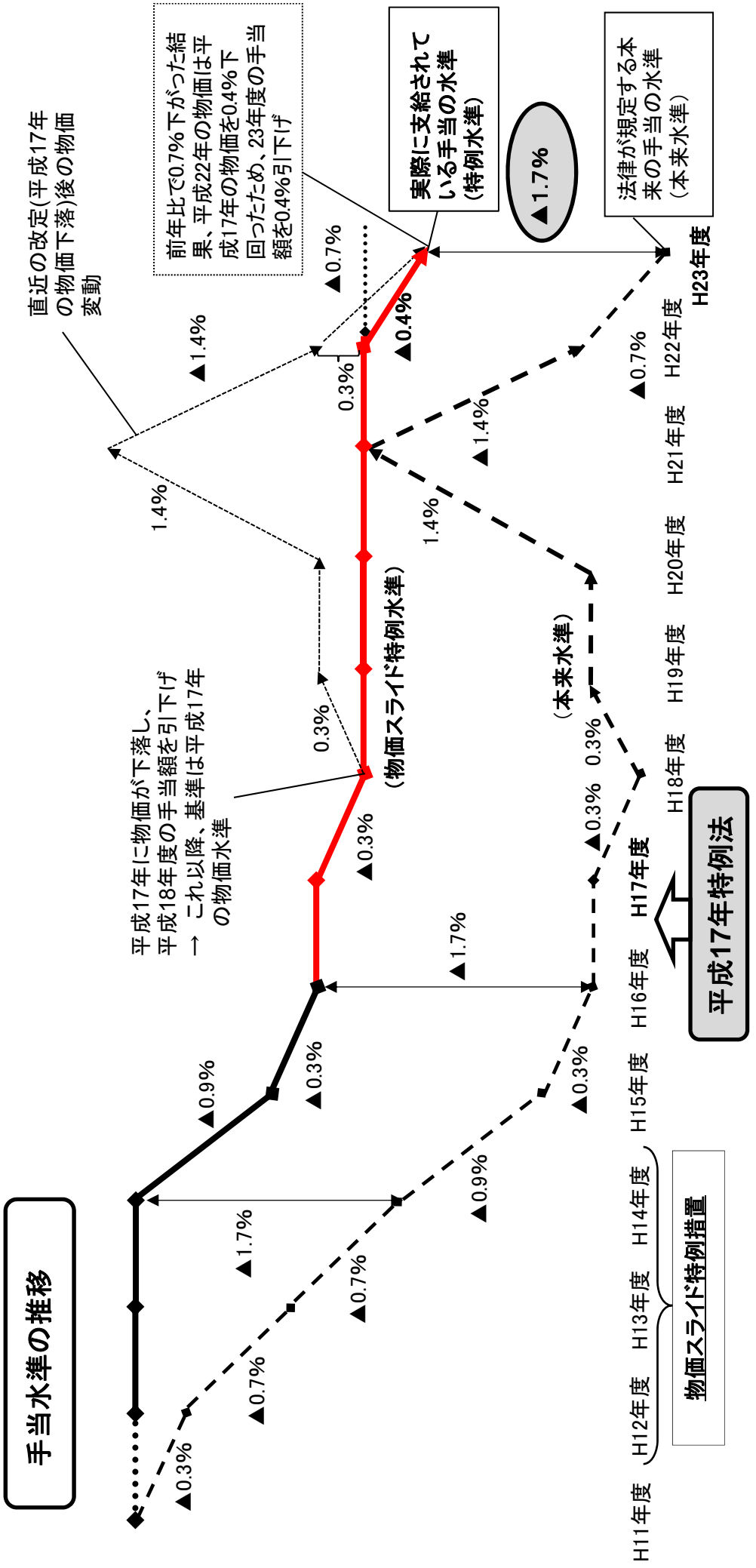
○ これまで年金と連動した改定を行っているのは、離婚等の母子家庭に支給する児童扶養手当は、死別母子家庭に支給される遺族年金を補完し、遺族年金と一体となって、ひとり親家庭に対する所得保障を行っていることによる。

<参考>年金の特例分が2.5%であるのに対し、児童扶養手当で1.7%である理由

・児童扶養手当では手当の本来水準が物価のみに応じて改定されるのに対し、年金は、平成17年度以降、年金額の本来水準が物価や賃金に応じて改定される仕組みとなっている。年金については、物価上昇よりも賃金の変化が低かった年度(19年度、21年度)に物価上昇より低い改定を行ったため、2.5%分の特例水準が生じている。

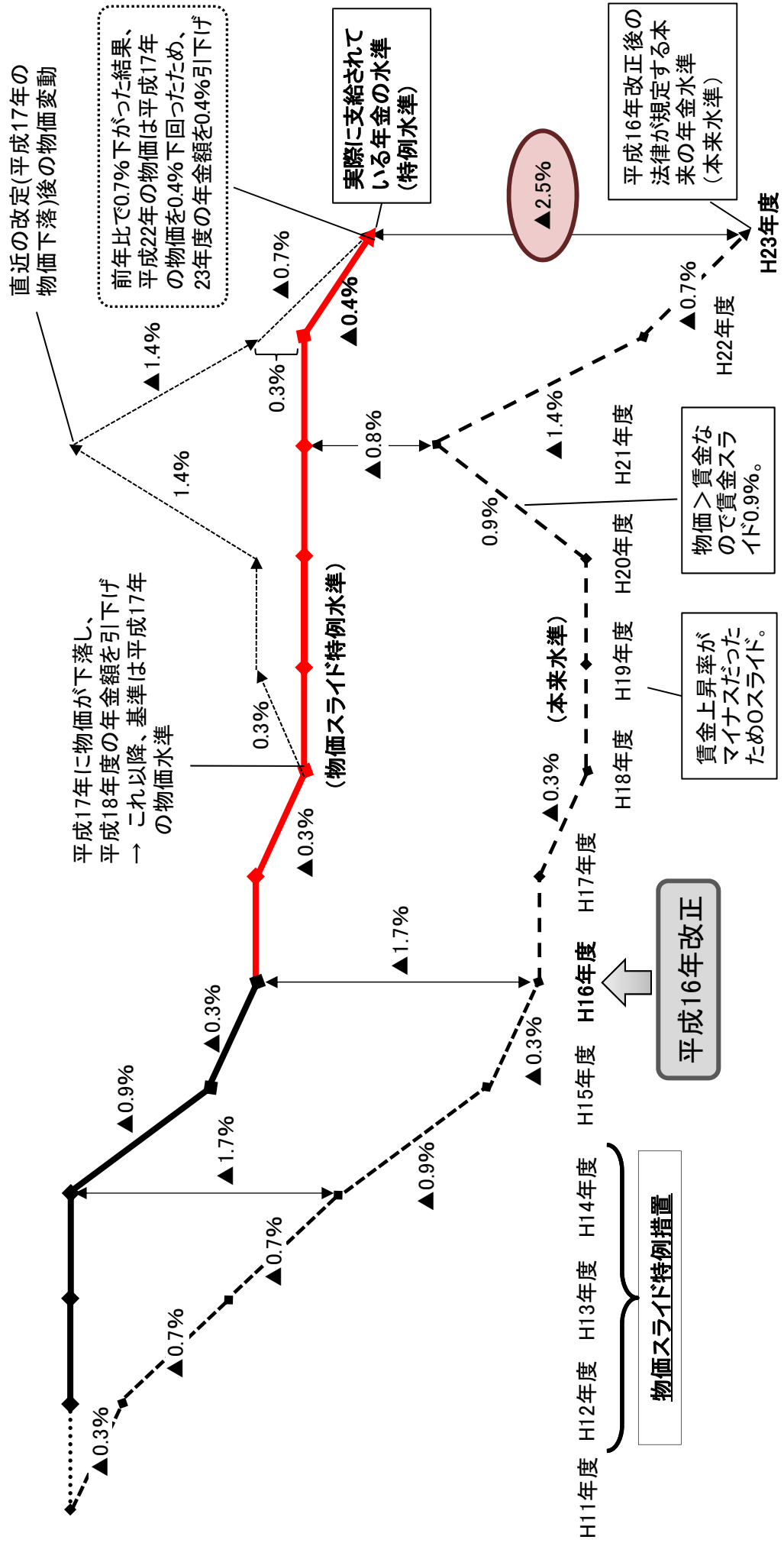
児童扶養手当等の額の改定の仕組み

- 法律上本来想定している手当額(本来水準)は、自動物価スライド規定に基づき、政令で、物価の上昇や下落に応じ、増額や減額を行うというルール。
- 一方、実際に支給されている手当額は、過去、物価下落時に手当額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている。(特例水準)
- 特例水準の手当額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の手当額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。



(参考)

年金額の水準の推移



児童虐待の現状と対策

【現状】

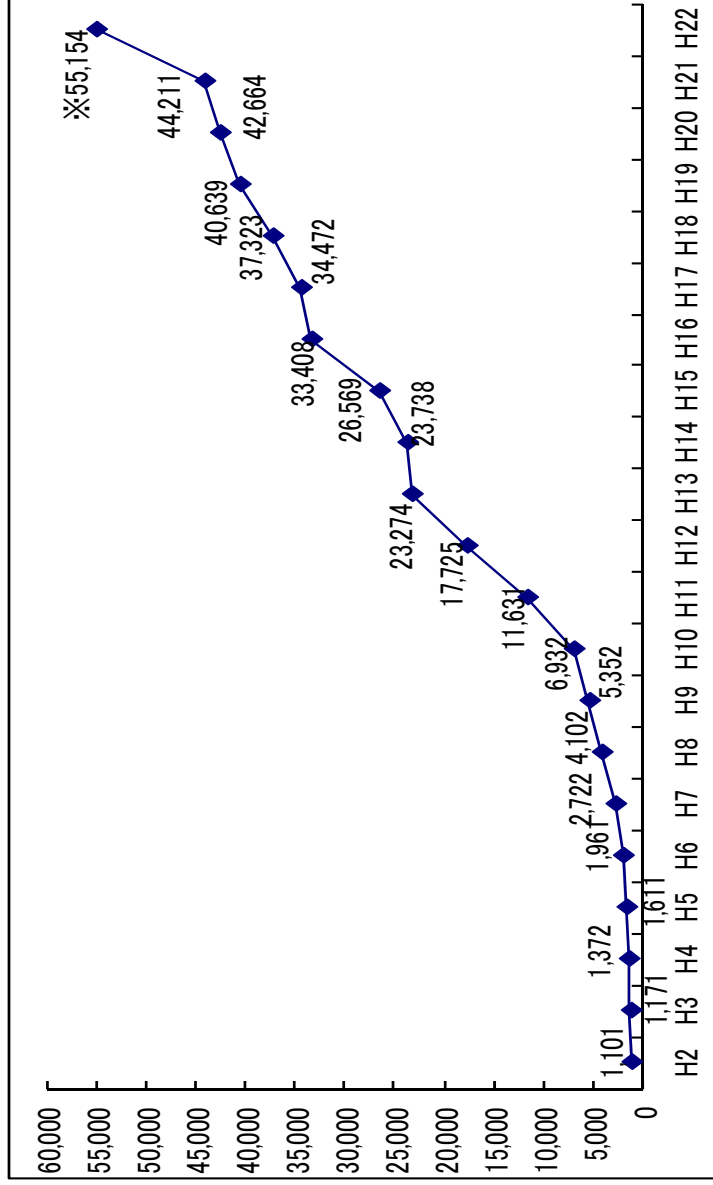
○児童虐待相談対応件数の増加

- ⇒ 平成22年度の虐待対応件数は55,154件（宮城県、福島県を除いた数値）
- ⇒ 統計を取り始めて毎年増加
- ⇒ 平成11年度の約4.7倍

○相次ぐ児童虐待による死亡事件

- ⇒ 多数の死亡事例が発生（平成21年度 47例）
- ⇒ 死亡した子どもは0歳児が4割強

（件数）



【必要な施策の推進】

○児童の安全確認・安全確保の徹底について

- ・定期的に業務の点検による子どもの安全を最優先にした対応
- ・地域全体で全力を挙げた取組
- ・悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善につなげる児童虐待防止法に基づく検証

○児童相談所・市町村の体制強化等について

- ア 児童相談所等の体制強化について
- ・児童福祉司の積極的な配置、専門性の確保と向上
 - ・安全確認強化のための補助職員の配置（安心子ども基金の活用）
 - ・未成年後見人に対する報酬・未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業：平成24年度予算案新規事業）
 - ・一時保護委託費の改善

イ 市町村の体制強化について

- ・妊娠等に悩みを抱える者が相談しやすい体制の整備
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進と両事業の密接な連携
- ・市町村の相談対応体制や地域協議会の体制の強化（市町村対応窓口や地域協議会の調整機関における専門職員の確保、調整機関のマネジメント機能の強化など）

「民法等の一部を改正する法律」の施行等について

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行) / 平成24年4月1日 施行】

施行に向け、児童相談所運営指針の改正や施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインの策定等の諸準備を進行中。また、児童相談所運営指針については、社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の報告書を踏まえた見直しを併せて実施。

⇒ 今後示す改正指針等について運用に遺漏のないよう関係機関・関係団体への周知、職員研修の実施等に努めていただくようお願いする。

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

【民法関係】

○ 親権停止制度の創設

(現行)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

【民法関係】

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことよってその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

【民法関係】

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

【民法関係】

(現行)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

【児童福祉法関係】

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

【児童福祉法関係】

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関する福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関する福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関する福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関する福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。(施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインを策定中。)
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

【児童福祉法関係】

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者(父母)又は未成年後見人のある場合
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要がある。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使) 親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	同上
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	同上
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人を選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同様の権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人を選任することができる。
 - 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
- (家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

【民法関係】

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的に後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

【児童福祉法関係】

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

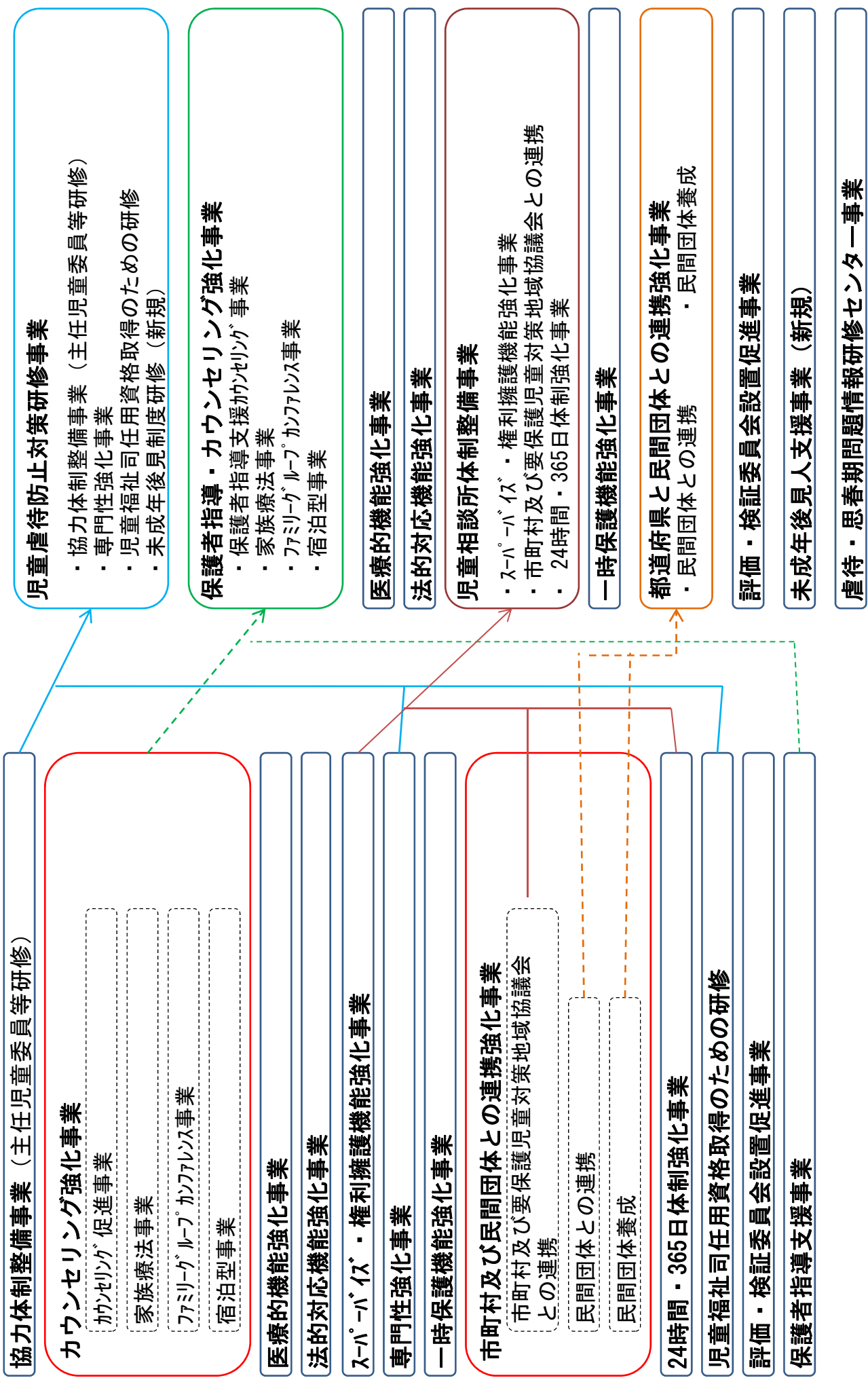
【児童福祉法関係】

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

児童虐待・DV対策等総合支援事業(児童虐待防止対策支援事業)の組み替えについて(概略図)

平成23年度

平成24年度



妊婦健康診査支援基金の1年延長・積み増し

○妊婦健康診査支援基金について

平成23年度第4次補正予算(案) 181億円

妊婦が、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度2次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。

※平成22年度補正予算により実施期限を延長するとともに、積み増し(111億円)。(実施期限:平成23年度末)

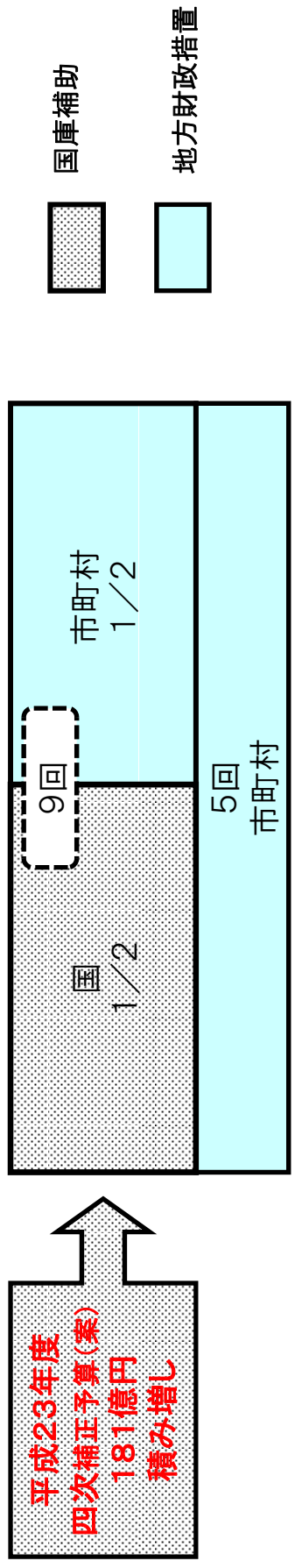


妊婦健康診査支援基金について、実施期限を更に1年延長するとともに、積み増し(181億円)を行い、妊婦健診の公費助成を平成24年度も継続

○妊婦健康診査の公費負担の状況について(平成23年4月現在)

- ・公費負担回数は、調査対象の全ての市区町村で14回以上実施(平均14.01回)
- ・公費負担額は調査対象の全国平均で、94,581円(最高額:164,870円、最低額:35,000円)
- ・受診券方式の市区町村のうち標準的な検査項目を実施する市区町村は61.6%

<参考>



雇児母発 1 2 2 0 第 1 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

各〔 都道府県
政 令 市
特 別 区 〕 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について

妊婦健康診査にかかる公費負担については、地方財政措置がなされるとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金により実施されているところであり、平成 2 1 年 2 月 2 7 日雇児母発第 0 2 2 7 0 0 1 号本職通知「妊婦健康診査の実施について」において、受診回数について 1 4 回程度行われることが望ましいと考えられることから、その標準的な健診項目等について示したところである。

今般、平成 2 3 年 4 月における取組状況を把握するため、妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところ、その結果が別添の通り取りまとまったので送付する。

都道府県におかれては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、上記通知で示した公費負担の回数や内容を踏まえ、一層の公費負担の充実を図られるよう、当該趣旨について貴管内市区町村への周知徹底をお願いします。

なお、岩手県、宮城県、福島県内の 1 2 8 市町村については、東日本大震災の影響により調査対象外としたことを申し添える。

(別添)

○妊婦健康診査の公費負担の状況について(平成23年4月1日現在(岩手県、宮城県、福島県は除く。))

1. 公費負担回数の全国平均(都道府県別の状況は別紙のとおり)

全国平均 14.01回(全市区町村で14回以上助成)

(注)公費負担回数が無制限の13市町村を除く1,606市区町村について集計。

[平成22年4月時点 14.04回(1,736市区町村)]

2. 妊婦の居住地以外の病院、診療所、助産所で妊婦健診を受診した場合の公費負担について

	<市区町村数>
①受診した施設と契約	123(7.6%)
②償還払いで対応	417(25.8%)
③受診した施設と契約及び償還払いを併用して対応	1,076(66.5%)
④公費負担なし	0(0.0%)
⑤その他の方法で対応	7(0.4%)

※⑤については、4市区町村が①と重複あり。

3. 助産所における公費負担の有無について

	<市区町村数>
[公費負担あり]	1,619(100.0%)
[公費負担なし]	0(0.0%)

4. 妊婦に対する受診券の交付方法について

	<市区町村数>
[受診券方式]	1,286(79.4%)
[補助券方式等]	333(20.6%)

5. 妊婦1人あたりの公費負担の内容において、受診券方式で公費負担している

1286市区町村のうち、国で例示する標準的な検査項目について

	<市区町村数>
①全ての項目を実施	792 (61.6%)
②血液検査の一部を実施していない	366 (28.5%)
③超音波検査(4回)を実施していない	283 (22.0%)
④子宮頸がん検診を実施していない	258 (20.1%)
⑤B群溶血性レンサ球菌検査を実施していない	89 (6.9%)
⑥HTLV-1抗体検査を実施していない	0 (0.0%)
⑦性器クラミジア検査を実施していない	110 (8.6%)
⑧国が例示する検査項目以外の検査項目 (例えばノンストレステスト等)を実施	446 (34.7%)

6. 妊婦1人あたりの公費負担額の状況について

全国平均 94,581円 (平均額は公費負担額が明示されていない3町村を除く)

	<市区町村数>
①120,000円～	14 (0.9%)
②110,000円～119,999円	193 (11.9%)
③100,000円～109,999円	272 (16.8%)
④90,000円～99,999円	756 (46.7%)
⑤80,000円～89,999円	202 (12.5%)
⑥70,000円～79,999円	88 (5.4%)
⑦60,000円～69,999円	25 (1.5%)
⑧50,000円～59,999円	44 (2.7%)
⑨40,000円～49,999円	19 (1.2%)
⑩30,000円～39,999円	3 (0.2%)
⑪公費負担額が明示されていない	3 (0.2%)

母子健康手帳の改正について

改正の趣旨

平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ省令事項及び任意記載事項の様式改正を行った。

改正の内容

【省令様式】 ※平成23年12月28日母子保健法施行規則の一部を改正

- 1 妊娠経過の記載欄について、近年のハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する意識や状況の変化及び妊産婦健康診査の充実を受け下記のとおり改正
 - (1) 妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記
 - (2) 妊婦健康診査の記録欄の増加
 - (3) 妊産婦等の自由記載欄の増加

- 2 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に変更
- 3 胆道閉鎖症等、生後1か月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を提供
- 4 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂

【任意様式】 ※平成24年1月任意様式改正

- 1 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式となるよう、任意記載欄の拡充・変更
- 2 その他所要の改正

スケジュール

○平成23年11月 4日 検討会報告書公表

○平成23年12月28日 母子保健法施行規則の一部改正



○平成24年4月1日 改正省令様式の施行

東日本大震災への対応について (子ども・子育て支援の復興に向けた施策ロードマップ)

分野・段階ごとの達成目標 予算措置以外
 予算措置 23①、②、③、23年度一次補正、二次補正、三次補正

	一次・二次補正	三次補正	24年度以降～
<p>児童福祉施設の復旧・整備</p>	<p>被災した保育所等の児童福祉施設の復旧</p> <p>27施設が全壊、11施設が半壊、241施設が一部損壊(5月13日現在)</p>	<p>子育て支援に関するニーズを把握・推計し、子育て支援サービスマニキュアを整備</p> <p>幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の一体的な復旧・再生</p> <p>・地域の子ども支援体制の将来のあり方を踏まえた復興支援 ・複合化・多機能化を図りつつ基盤整備</p>	<p>復興基本方針等</p> <p>○関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取り組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。</p> <p>○関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進める。</p>
<p>子育てを身近な地域で支える基盤の構築</p> <p>災害復旧費</p> <p>保育所等土壌入れ替え</p>	<p>23① 47億円を確保</p> <p>23② 5億円を確保</p>	<p>23③ 16億円の積み増し(安心こども基金)</p> <p>82億円を追加</p>	<p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p> <p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p>
<p>震災孤児・遺児への支援</p>	<p>被災した子どもたちの状況把握</p> <p>親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知</p> <p>23① 27億円の積み増し(安心こども基金)</p>	<p>16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)</p>	<p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p> <p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p>
<p>震災孤児(両親を亡くした又は両親が行方不明の児童)への支援</p>	<p>被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、両親を亡くした児童(孤児)の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。</p> <p>※今回の震災で両親を亡くした又は両親が行方不明の児童は、240人(10月31日現在)</p> <p>○両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけたよう周知し、認定を推進。また、親族が養育できなくなった場合には、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく方針。</p> <p>・親族による里親の認定116件(児童160人)(11月29日現在)</p> <p>※おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更(9月1日より)</p>	<p>16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)</p>	<p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p> <p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p>
<p>震災遺児(ひとり親家庭)への支援</p>	<p>被災した子どもたちの状況把握</p> <p>親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知</p> <p>23① 27億円の積み増し(安心こども基金)</p>	<p>16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)</p>	<p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p> <p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p>
<p>被災した子どもたちへの長期的・継続的な支援</p>	<p>被災した子どもたちの状況把握</p> <p>親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知</p> <p>23① 27億円の積み増し(安心こども基金)</p>	<p>16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)</p>	<p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p> <p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p>

子ども・子育て支援

東日本大震災中央子ども支援センター等について

○東日本大震災中央子ども支援センター等の取組を通して、東日本大震災に被災した子ども達の健やかな成長をより一層支援することとしているので、今後の活動にご協力をお願いするとともに、積極的な活用をお願いする。

東日本大震災中央子ども支援センター

○ 岩手県・宮城県・福島県の実情に応じた支援

- ・ 被災地の支援ニーズの把握
- ・ 派遣要請を基に児童精神科医、心理士等の派遣調整
- ・ 子ども心のケアに関する研修、講座等の企画
- ・ 子育て支援・相談活動の企画
- ・ 保育士や教師等に対するメール相談の企画・提供
- ・ 被災地における支援の調整

要 請

協議会構成団体

- 児童精神科医等の派遣
- 子ども心のケアに関する研修、講座等への専門職の派遣
- 子育て支援・相談等への専門職の派遣
- 保育士や教師等に対するメール相談

派遣・相談

岩手県・宮城県・福島県等

支援要望
情報提供

連携
協力

厚生労働省

東日本大震災の
被災地
子ども支援室

(1) 東日本大震災の被災地子ども支援室

○ 連絡先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局（代表電話 03-5253-1111）

室長 為石（内線7796）、室長代理 太田（内線7797）、児童相談分野担当 八戸（内線7822）、家庭福祉分野担当 森泉（内線7884）、健全育成分野担当 富安（内線7903）、保育分野担当丸山（内線7919）、母子保健分野担当 杉田（内線7904）

(2) 東日本大震災中央子ども支援センター

○ 設置主体：社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所内

○ 連絡先：03-3473-8347（担当者：有村、永野、白子 info@kodomokatei.info）

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について

(1) 配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の取組の推進について

- 婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談者数は、平成22年度は28,272人(全体の33.0%)であり、前年度(27,183人、全体の32.6%)に比べ増加。
- 婦人相談所及び婦人保護施設において、次のような取組を推進
 - ・心理療法担当職員及び同伴児童ケアを行う指導員の配置
 - ・休日・夜間電話相談事業、職員等の専門研修、夜間警備体制の強化、弁護士等による法的対応支援、専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保等
- さらに、市町村、民間支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等を図り、DV被害者等の安全確保・支援の充実に一層の取組を推進
- 平成23年度からは、次の事項を実施
 - ・職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修(国が主催)
 - ・恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象
 - ・母子生活支援施設において、特に支援が必要と認められる妊産婦を一時保護委託の対象
- 平成24年度予算案では、新たに次の事項を盛り込んでいる。
 - ・婦人保護施設における同伴児童が小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金の支給
 - ・地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部の措置費への算定
 - ・児童扶養手当について、配偶者からの暴力(DV)被害者は、1年以上父等から養育放棄等されていることを要件とせず、裁判所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とすること

(2) 人身取引被害者の保護について

- 婦人相談所等が保護した女性は308名(平成13～22年度)
- 「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定)や「人身取引事案の取扱事案(被害者の認知に関する措置)について」(平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、人身取引被害者の把握や被害者の適切な保護・支援を実施
- 「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」(平成23年7月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)を基に、被害者の把握と適切な保護に努めることが必要。
- このため、婦人相談所及び婦人保護施設では、警察、入国管理局、大使館、IOM(国際移住機関)等の関係機関との緊密な連携を図りながら、①母国の文化を尊重した日常生活場面での支援、②医師の診察や医療費の補助等による健康支援、③必要に応じて弁護士等による法的対応支援、④心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア、⑤専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保により、被害者の立場に立った適切な保護・支援が必要。

平成24年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金
放課後児童健全育成事業等分単価(基準額)(案)

平成24年度基準額(案)	平成23年度基準額
<p>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費</p> <p>(1)開設日数250日以上</p> <p>①児童数10～19人 <u>1,096千円</u></p> <p>②児童数20～35人 <u>1,984千円</u></p> <p>③児童数36～45人 <u>3,191千円</u></p> <p>④児童数46～55人 <u>3,027千円</u></p> <p>⑤児童数56～70人 <u>2,862千円</u></p> <p>⑥児童数71人以上 <u>2,698千円</u></p> <p>⑦開設日数加算 14千円</p> <p>⑧長時間開設加算</p> <p>(ア)平日分 <u>269千円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分 <u>121千円</u></p> <p>(2)特例分(開設日数200～249日)</p> <p>①児童数20人以上 <u>1,913千円</u></p> <p>②長時間開設加算 <u>269千円</u></p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 7,000千円</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000千円</p> <p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1)ボランティア派遣事業 <u>478千円</u></p> <p>(2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 <u>691千円</u></p> <p>(3)障害児受入推進事業 <u>1,577千円</u></p> <p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 950千円</p>	<p>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費</p> <p>(1)開設日数250日以上</p> <p>①児童数10～19人 <u>1,066千円</u></p> <p>②児童数20～35人 <u>1,930千円</u></p> <p>③児童数36～45人 <u>3,101千円</u></p> <p>④児童数46～55人 <u>2,943千円</u></p> <p>⑤児童数56～70人 <u>2,784千円</u></p> <p>⑥児童数71人以上 <u>2,626千円</u></p> <p>⑦開設日数加算 14千円</p> <p>⑧長時間開設加算</p> <p>(ア)平日分 <u>260千円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分 <u>117千円</u></p> <p>(2)特例分(開設日数200～249日)</p> <p>①児童数20人以上 <u>1,859千円</u></p> <p>②長時間開設加算 <u>260千円</u></p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 7,000千円</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000千円</p> <p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1)ボランティア派遣事業 <u>469千円</u></p> <p>(2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 <u>613千円</u></p> <p>(3)障害児受入推進事業 <u>1,520千円</u></p> <p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 950千円</p>

事務連絡
平成21年12月22日

都道府県
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課育成環境係
TEL03-5253-1111 内7905、7910

平成24年度保育対策関係予算案の概要

(平成23年度予算) (平成24年度予算案)
 4,082億円 → 4,304億円 (+222億円)

待機児童の解消を図るための保育所受入れ児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育や病児・病後児保育などの充実を図り「子ども・子育てビジョン」の実現を推進する。

○民間保育所運営費	平成24年度予算案 〈3,962億円〉
・待機児童解消のための保育所の受入れ児童数(毎年約5万人)の拡大に伴う運営費の増。	
○待機児童解消促進等事業費	〈 27億円〉
・家庭的保育事業(保育ママ) 利用児童数 10,000人 等	
○延長保育促進事業	〈 214億円〉
	54.9万人分 → 58.0万人分
○病児・病後児保育事業	〈 41億円〉
	延べ115.5万人 → 延べ143.7万人
○休日・夜間保育事業	〈 8億円〉
休日保育事業 90,000人 → 100,000人	
夜間保育推進事業 196か所 → 224か所	
○その他の保育サービスの推進	〈 51億円〉
・事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。	

「安心こども基金」で実施している保育所の整備費、認定こども園の経費及び「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的施策である、保育所整備の補助率高上げ地域の対象拡大、土地借料支援等については平成23年度第4次補正予算案で基金の積み増し・延長を行い、引き続き実施。「プロジェクト」の対象は待機児童のいる全ての自治体に拡大)

- 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化 124億円
- 「日本再生重点化措置」で要求していた「待機児童解消「先取り」プロジェクトの強化」については、「安心こども基金」で実施することとし、以下の拡充を図る。
- ①対象を待機児童のいる全ての自治体に拡大
- ②グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費を補助
- ③職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等を補助
- ④「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設

地方分権改革（保育所関係）について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容（平成21年10月7日）

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

○ 地方分権改革推進計画の内容（平成21年12月15日閣議決定）

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

1. ○保育士の配置基準 ○居室の面積基準（乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡）
○保育の内容（保育指針）、調理室（自園調理） などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
2. ○屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準
○保育時間 ○保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。
3. ただし、居室の面積基準については、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案（平成22年3月5日閣議決定）を、第174回通常国会に提出。 → 衆議院で継続審議 → 第177回通常国会で成立（平成23年5月2日公布）。

○ 地域主権戦略大綱の内容（平成22年6月22日閣議決定）

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（平成23年3月11日閣議決定）を、第177回通常国会に提出、成立（平成23年8月30日公布）。

○ 義務付け・枠付けの見直し（平成23年11月29日閣議決定）

保育所の情報提供は、官報や地方自治体の公報への掲載、新聞紙への掲載、掲示場における掲示、インターネットの利用、刊行物の発行等のいかなる方法によっても法的義務が充足される。（児童福祉法第24条5項） ※法改正事項ではない

保育所の居室面積の特例の対象範囲について

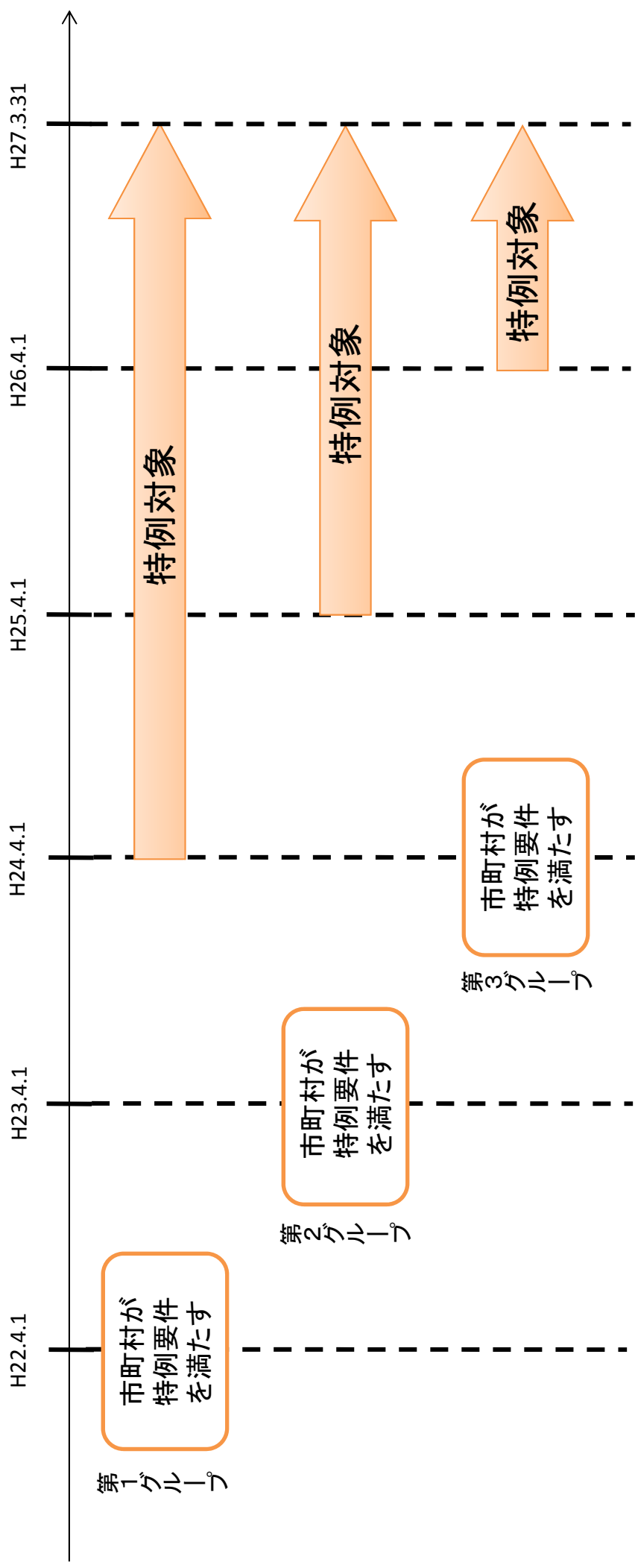
条件	待機児童数 100人以上 (特定市町村の2倍) 平均地価 三大都市圏平均以上
全国割合	待機児童の40.1% 就学前児童の16.4%
対象市区町村数	35市区町村
	埼玉県 さいたま市、川口市
	千葉県 市川市
	東京都 中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
	神奈川県 横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
	京都府 京都市
	大阪府 大阪市
	兵庫県 西宮市

※ 特定市区町村…児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、保育計画の策定が義務づけられている市区町村

※ 待機児童数は平成22年4月1日時点、平均地価は平成22年1月1日時点

保育所の居室面積の特例の認定と期間について

- 特例措置の前々年の4月1日現在で、特例要件を満たす市町村を特例措置の対象とする。
- いずれかの年に特例要件を満たした市町村については、特例期間の終了までの間、特例要件を満たさなくなった場合についても、特例措置の対象から除外しない。



仕事と家庭の両立支援対策の概要

法律に基づく両立支援制度の整備

妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理 (労働基準法、男女雇用機会均等法)

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産を理由とする解雇の禁止 等

育児休業等両立支援制度の整備 (育児・介護休業法)

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月="パパ・ママ育休プラス"※)まで(保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで)の育児休業
- ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。

(施行日:原則として平成22年6月30日。
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日。)

両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり

次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知(101人以上は義務、100人以下は努力義務)
- ・一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)



助成金を通じた事業主への支援

- ・事業所内保育施設の設置・運営、短時間勤務制度の導入など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)

その他

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わりの促進
(イクメンプロジェクト)



保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センター事業の運営

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率

38% (平成21年) → 55% (平成29年)

男性の育児休業取得率

1. 38% (平成22年) → 10% (平成29年) → 13% (平成32年)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

平成24年7月より、常時100人以下の労働者を雇用する事業主にも適用となる下線部分の制度について、特に周知にご協力いただきたい。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(改正前と同じ)、2人以上であれば年10日)。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)

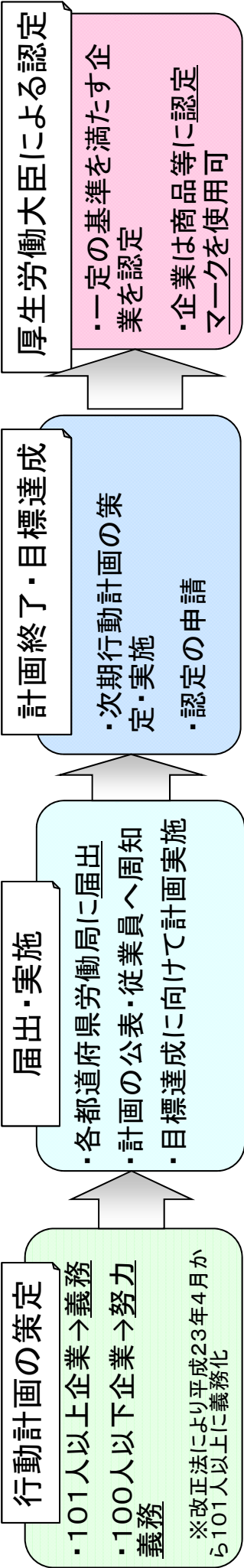
4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、赤字の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)の4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

子育てサポート企業認定促進にご協力いただきたい。
 ・入札参加資格の加算措置の創設 ・くるみん税制の周知 等



認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得率が70%以上だったこと、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。

〇届出状況(平成23年11月末時点)
 301人以上企業 **14,316社** **97.2%**
 101人以上300人以下企業 **29,426社** **92.0%**
 規模計届出企業数 **67,829社**

〇認定状況(平成23年11月末時点)
 認定企業 **1,169社**

行動計画例

1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで

2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする

男性：年に〇人以上取得
 女性：取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 ……
 対策 ……

次世代法に基づく認定を受けた企業に対する税制優遇制度 (くるみん税制)

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、次世代法に基づく認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。



(H23. 12. 19)

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成23年11月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数		②内、常時雇用労働者300人以下の企業数		(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数		(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数		認定企業数
				届出数	届出率	届出数	届出率	届出数	届出率	前月からの増減数	届出数	
	(A)	(B)	(C)	(C)/(A)×100%	(D)	(D)/(B)×100%	赤字:n>10					
1 北海道	475	1,218	2,441	446	93.9%	1,995	1,177	96.6%	18	818	7	
2 青森県	110	316	572	110	100.0%	462	316	100.0%	0	146	7	
3 岩手県	112	316	685	112	100.0%	573	312	98.7%	1	261	4	
4 宮城県	210	532	850	191	91.0%	659	435	81.8%	18	224	10	
5 秋田県	86	233	524	86	100.0%	438	233	100.0%	1	205	5	
6 山形県	106	331	635	106	100.0%	529	326	98.5%	3	203	3	
7 福島県	160	348	790	160	100.0%	630	346	99.4%	2	284	7	
8 茨城県	221	539	989	216	97.7%	773	523	97.0%	7	250	10	
9 栃木県	144	424	1,070	144	100.0%	926	424	100.0%	2	502	9	
10 群馬県	150	434	1,060	148	98.7%	912	424	97.7%	1	488	9	
11 埼玉県	424	1,107	2,109	422	99.5%	1,687	1,095	98.9%	6	592	26	
12 千葉県	377	860	1,583	376	99.7%	1,207	857	99.7%	1	350	23	
13 東京都	4,238	6,213	13,093	4,089	96.5%	9,004	4,546	73.2%	54	4,458	521	
14 神奈川県	773	1,514	2,854	702	90.8%	2,152	1,443	95.3%	8	709	42	
15 新潟県	237	614	1,303	237	100.0%	1,066	614	100.0%	4	452	8	
16 富山県	110	395	1,529	110	100.0%	1,419	394	99.7%	1	1,025	11	
17 石川県	127	371	1,233	127	100.0%	1,106	371	100.0%	4	735	15	
18 福井県	66	248	794	65	98.5%	729	248	100.0%	1	481	5	
19 山梨県	61	191	507	61	100.0%	446	191	100.0%	1	255	9	
20 長野県	216	549	1,252	212	98.1%	1,040	541	98.5%	5	499	23	
21 岐阜県	173	527	1,069	173	100.0%	896	525	99.6%	2	371	22	
22 静岡県	368	844	1,828	368	100.0%	1,460	844	100.0%	5	616	16	
23 愛知県	953	1,995	3,856	896	94.0%	2,960	1,847	92.6%	24	1,113	52	
24 三重県	157	383	772	157	100.0%	615	383	100.0%	4	232	12	
25 滋賀県	97	285	1,050	97	100.0%	953	277	97.2%	0	676	12	
26 京都府	283	641	1,309	280	98.9%	1,029	635	99.1%	6	394	27	
27 大阪府	1,378	2,247	4,107	1,359	98.6%	2,748	1,876	83.5%	105	872	95	
28 兵庫県	484	1,273	2,347	482	99.6%	1,865	1,265	99.4%	11	600	38	
29 奈良県	70	203	360	70	100.0%	290	203	100.0%	0	87	7	
30 和歌山県	52	248	417	52	100.0%	365	247	99.6%	1	118	4	
31 鳥取県	42	166	370	42	100.0%	328	166	100.0%	0	162	5	
32 島根県	50	202	504	49	98.0%	455	202	100.0%	0	253	3	
33 岡山県	196	446	1,074	195	99.5%	879	442	99.1%	2	437	16	
34 広島県	345	806	1,966	339	98.3%	1,627	800	99.3%	2	827	15	
35 山口県	114	374	1,006	114	100.0%	892	374	100.0%	1	518	4	
36 徳島県	45	172	450	45	100.0%	405	172	100.0%	△ 1	233	7	
37 香川県	103	341	642	103	100.0%	539	337	98.8%	1	202	11	
38 愛媛県	138	394	915	138	100.0%	777	394	100.0%	△ 1	383	10	
39 高知県	59	204	489	59	100.0%	430	204	100.0%	0	226	3	
40 福岡県	490	1,169	2,404	475	96.9%	1,929	1,139	97.4%	21	790	17	
41 佐賀県	65	241	451	65	100.0%	386	241	100.0%	0	145	2	
42 長崎県	108	352	680	106	98.1%	574	350	99.4%	1	224	1	
43 熊本県	130	439	873	129	99.2%	744	436	99.3%	0	308	7	
44 大分県	85	314	786	85	100.0%	701	313	99.7%	0	388	7	
45 宮崎県	76	276	627	75	98.7%	552	275	99.6%	1	277	4	
46 鹿児島県	158	424	1,014	158	100.0%	856	418	98.6%	1	438	11	
47 沖縄県	99	265	590	85	85.9%	505	245	92.5%	2	260	7	
合計	14,721	31,984	67,829	14,316	97.2%	53,513	29,426	92.0%	326	24,087	1,169	

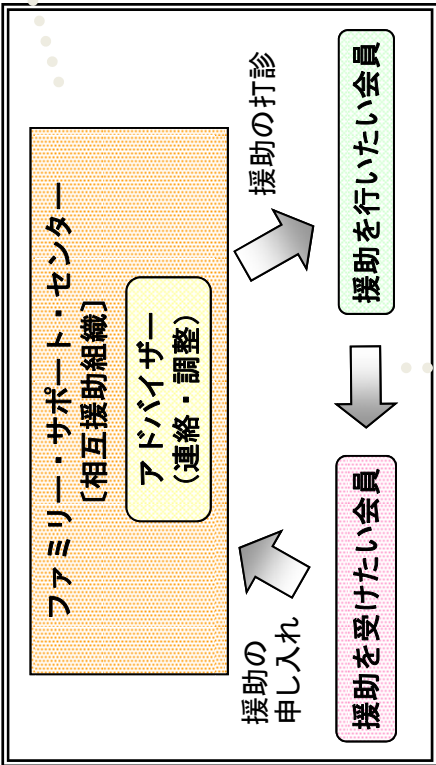
ファミリー・サポート・センター事業について

事業概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。平成21年度より、病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）も行っている。

- 実施市区町村数
- ・ 基本事業 670市区町村
- ・ 病児・緊急対応強化事業 106市区町村
- ※ 平成23年度事前協議ベース
- 会員数
- ・ 援助を受けたい会員 319,702人(297,558人)
- ・ 援助を行いたい会員 108,318人(90,263人)
- ・ 両方会員 38,246人(36,238人)
- ※平成21年度末現在 ()は平成20年度末現在

ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、積極的な働きかけをお願いしたい。また、講習の充実等による事故防止対策の徹底をお願いしたい。



相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 冠婚葬祭や買い物等外出の際の子どもの預かり
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 早期・夜間等の緊急時の預かり

事業内容

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 相互援助活動の調整
- 会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催

〔万一事故が発生した場合に会員間の連絡、調整を行うことを含む〕

基本事業においては、平成23年度より「預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として別に示す項目、時間(9項目24時間)を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。」としている。

平成24年度より、24時間を満たした講習を実施し、講習強化分として申請のあった自治体に対して、子育て支援交付金の交付ポイントを加算することを予定。

- 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催 など

【事故*発生時の対応】 ※死亡事故や治療に要する期間が30日以上の場合、負傷や疾病を伴う事故

- ・ 事故情報の収集及びそれを基にした再発防止対策
- ・ 事故が発生した場合の厚労省への報告

(参考)
平成18年4月1日から平成23年6月21日までの間に、15件の事故が発生

